

許可番号第00120141493号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道河東郡鹿追町鹿追北五線2番地23
氏 名 有限会社健勝重建
代表取締役 相澤 政則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事

鈴木 直道

許可の年月日 令和7年(2025年)9月10日

許可の有効年月日 令和12年(2030年)8月10日

1. 事業の範囲

破碎(木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)。
以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙1～2に記載のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 破碎施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき
類等破碎施設使用計画書(別記様式3)を提出すること。
なお、施設の移動によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の
変更を指示することがあること。
- (2) 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告
書(別記様式4)を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年(2018年)6月1日 変更許可(破碎(ガラスくず、コンクリートくず及
び陶磁器くず、がれき類)の追加。)

令和2年(2020年)9月16日 許可の更新

令和7年(2025年)9月10日 許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無

産業廃棄物処分業許可証別紙 1

許 可 番 号 第 0 0 1 2 0 1 4 1 4 9 3 号

許可業者の名称 有 限 会 社 健 勝 重 建

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 木くずの破碎施設

設 置 場 所 北海道河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 1 2

設置年月日 平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 7 月 2 4 日

処 理 能 力 4 . 0 8 t / 日 (8 時間) 、 0 . 5 1 t / 時間

(2) 施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設

設 置 場 所 北海道河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 1 2

札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円 (工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 2 月 1 9 日

処 理 能 力 6 8 0 t / 日 (8 時間) 、 8 5 t / 時間

許可年月日 平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 4 月 2 3 日

許可年月日 十環生第 2 9 1 号

(3) 施設の種類 保管場所 1

設 置 場 所 北海道河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 1 2

面 積 1 9 0 m²

種 類

・ 木くず

保 管 上 限 1 9 6 m³

高 さ 2 . 5 m

(4) 施設の種類 保管場所 2

設 置 場 所 北海道河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 1 1 、 1 2

面 積 4 0 0 m²

種 類

・ がれき類 (廃アスファルト)

保 管 上 限 6 6 6 . 7 m³

高 さ 5 . 0 m

(5) 施設の種類 保管場所 3

設 置 場 所 北海道河東郡鹿追町鹿追北 5 線 2 番地 1 1 、 1 2

面 積 4 0 0 m²

種 類

・ がれき類 (廃コンクリート)

保 管 上 限 6 6 6 . 7 m³

高 さ 5 . 0 m



産業廃棄物処分業許可証別紙2

許可番号 第00120141493号

許可業者の名称 有限会社健勝重建

(6) 施設の種類 保管場所4

設置場所 北海道河東郡鹿追町鹿追北5線2番地11

面積 100㎡

種類

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

保管上限 83.3㎡

高さ 2.5m

以下余白。

